（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第十一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十八条第五項第一号の厚生労働省令で定める者） **第四十二条の二**　法第二十八条第五項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（都道府県知事への届出） **第四十二条の三**　職業訓練指導員免許を受けた者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該職業訓練指導員免許を受けた者が精神の機能の障害を有する状態となり職業訓練指導員の業務の継続が著しく困難となつたときは、都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（新設）
（キャリアコンサルタントの登録） **第四十八条の十六**　（略） ２・３　（略） ４　法第三十条の十九第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（キャリアコンサルタントの登録） **第四十八条の十六**　（略） ２・３　（略） （新設）

様式第八号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

様式第十一号中「２　成年被後見人又は被保佐人に該当（する・しない）」を削り、「３　禁錮以上の刑に処せられたことの有無」を「２　禁錮以上の刑に処せられたことの有無」に、「４」を「３」に、「５」を「４」に、「６カ月」を「６か月」に改める。

様式第十二号の七及び様式第十三号の八中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第十二条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録を受けることができない者） **第十七条の二**　法第八十四条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりコンサルタントの業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（報告） **第十九条**　コンサルタント又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該コンサルタントが精神の機能の障害を有するとの医師の診断を受けコンサルタントの業務の継続が著しく困難となつたときは、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（業務廃止等の報告） **第十九条**　（新設）